

平成29年度
東近江市農業委員会
臨時総会議事録

- 1、開催日時 平成29年6月30日（金）午後1時30分から午後3時20分
- 2、開催場所 東近江市役所 新館313・314議室
- 3、出席委員 38人

●農業委員

議席	出欠	議席	出欠
1	出	21	出
2	出	22	出
3	欠	23	出
4	出	24	出
5	出	25	出
6	欠	26	出
7	出	27	出
8	出	28	出
9	出	29	出
10	出	30	出
11	出	31	出
12	出	32	出
13	出	33	出
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	出
17	出	37	出
18	出	38	出
19	出	39	出
20	出	40	出
議 長	24番		

●農業委員会事務局

局長	出
次長	出
主幹	出

4、議事日程

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 第1号議案 | 東近江市農業委員会規程の改正について |
| 第2号議案 | 東近江市農業委員会会議規則の改正について |
| 第3号議案 | 東近江市農業委員会選挙事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について |

5、会議の概要

議 長 それではただ今から、平成28年度東近江市農業委員会臨時総会を開会いたします。委員総数40名のうち、出席者数は38名、欠席者数は2名でありますので、この総会は成立致します。

日程第1は、議事録署名委員の指名であります。

議席番号11番 ●●●●委員、12番 ●●●●委員を指名致します。
どうぞよろしくお願いいたします。

日程第2は、議事の上程であります。

最初に、議案第1号「東近江市農業委員会規程の改正について」を議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書の2ページをご覧ください。
東近江市農業委員会規程の改正について、東近江市農業委員会規程を次のとおり改正することについて意見を求めさせていただきます。
説明資料は5ページをご覧ください。今回は全文改正という形をとっています。
この改正の説明として、10ページをお開きいただきたいと思います。改正の概要ですが、法改正に伴う新たな東近江市農業委員会の体制を整えるに当たり、農地利用最適化推進委員を含めた組織の規定、ブロック会議や役員会、全体会議や小委員会等の設置について規定に盛り込ませていただきました。また、事務局の所掌事務や事務局長の専決事項等についても現行の内容を見直し、修正をさせていただきました。また、公印については、改正前は部会長印がありましたが、今回部会は設けないということになりますので、これを削除しています。立入調査の身分証明書についても、最適化推進委員を含める内容に改める等、全文改正という形をとらせていただいています。
5ページに戻っていただきたいと思います。第2条の組織に新たに最適化推進委員を謳っています。また、会長の選任、職務代理人、役員会について修正をしています。6ページでは、ブロック会議、全体会議、小委員会、事務局の設置、所掌事務等について規定しています。7ページでは事務局長の専決事項を、また8ページでは公印の中から部会長印を削除しております。このような内容で全文改正をさせていただきたいということです。
説明は以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
第1号議案について、何かご意見はございますか。

2番 第8条第3項に「全体会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が会議の議長となる。」となっていますが、議長は会長に決めなくても、利害関係のない委員になってもらえばよいのではないのでしょうか。公平な立場で議長をしていただければよいのではないかと思います。互選することにはいけないのか。

26番 互選しては時間もかかるし大変だと思う。議長になると発言ができないので、会長が議長をする方が、他の委員が自由に発言できてよいのではないかなと思う。

議長 他に何かご意見はございませんか。

(異議なし)

議長 ないようですので、それでは採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。

議長 次に、議案第2号「東近江市農業委員会会議規則の改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 3ページをお開きください。東近江市農業委員会会議規則の改正について、東近江市農業委員会会議規則を次のとおり改正することについて、意見を求めさせていただきます。

これについても全文改正です。11ページからをご覧ください。14ページまでが全文改正させていただく規則となっています。15ページに改正の概要がありますが、新たな体制に移行しますので、必要事項について規定させていただいています。総会について「定期総会」、「月例総会」、「臨時総会」に区分していますし、総会へ最適化推進委員の出席を求めることの規定を定めています。またその他、一括議題や動議、議事録等についても修正を加えております。

11ページに戻っていただきますと、第2条で総会の種類を、定期総会、月例総会等定めています。あと、総会の通知と告示、参集、欠席の届出、議長についての定め、12ページでは、総会の成立、総会の開閉、議席の決定、これは毎回初総会においてくじで定めさせていただいています。14条には、最適化推進委員の総会への出席の求めを定めています。他は通常の会議規則の条文となっています。このような形で全文改正をさせていただきたいということです。よろしくお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。
第2号議案について、何かご意見はございますか。

26番 条文の中で、「事件」という文言が出てきますが、こういう言い方をするのが適当なのか、どうでしょうか。

事務局 市議会の会議規則でもこのような言い方になっており、それに準じたものですが、他市の会議規則等でも同様の表現をしているものが多くあります。「事件」とはいわゆる案件のことではありますが、違和感があるようでしたら言い方を再検討さ

せていただきます。

議 長 他にご意見はございませんか。

(異議なし)

議 長 ないようですので採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。

議 長 次に、第3号議案「東近江市農業委員会選挙事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。東近江市農業委員会選挙事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について、意見を求めさせていただくものです。これについては全部ではなく、一部改正となっています。16ページをお開きください。既存の選挙事務取扱規程の第12条から17条を削り、18条を12条に、19条を13条に繰り上げるという改正です。規程全文は17ページから19ページをご覧ください。20ページに改正概要がありますが、これも新たな体制に対応するというので、既存の規程には農地部会と農業振興部会の委員の互選についての規定がありますが、部会は設置しないということになりますので、その部分を削除するというものです。
この選挙事務取扱規程については、会長や職務代理者の選出時にこの規程に基づきさせていただいているものです。原則は選挙によるということですが、指名推薦によることもできることになっており、いわゆる「選考委員会」を設けて行うこともできることが規定されています。
以上、よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
第3号議案について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

議 長 ないようですので採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。

議 長 以上で、臨時総会に付議しました議案はすべて承認いただきましたので、これで

臨時総会を終了いたします。
ご苦労様でした。

閉 会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

1 1 番

1 2 番